各位

会 社 名 Y C P ホールディングス (グローバル)リミテッド (YCP Holdings (Global) Limited)

代表者名 取締役兼グループCEO 石 田 裕 樹 (コード番号:9257 東証グロース)

問合せ先 IR担当マネージャー 桝 谷 徹 (Tel: 03-6804-3225 E-mail: ir@ycp.com)

四半期報告書の提出期限延長に関する書面の提出のお知らせ

当社は、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を2022年5月13日に関東財務局長に提出したことをお知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

2022 年 12 月期第 1 四半期(自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)に係る四半期報告書及びそれ 以降の第 1 四半期に係る四半期報告書

2. 延長前の提出期限

第1四半期に係る四半期報告書:5月15日

- (注) 当該日が「行政機関の休日」(行政機関の休日に関する法律第1条第1項に定める意味を有する。以下同じ。)にあたる場合には、その直後に到来する「行政機関の休日」に該当しない日
- 3. 延長が承認された場合の提出期限
 - 第1四半期に係る四半期報告書:6月14日(第1四半期会計期間経過後75日以內)
- (注) 当該日が「行政機関の休日」にあたる場合には、その直後に到来する「行政機関の休日」に該当 しない日
- 4. 提出期限の延長を必要とする理由

2022年12月期第1四半期(自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)に係る四半期報告書につきましては、2021年12月期(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)に係る有価証券報告書を開示した後に開示することになるところ、同有価証券報告書の開示は当社の定時株主総会の日程との関係で2022年5月末から6月中旬を予定しているため、2022年12月期第1四半期会計期間(自 2022年1月1日 至 2022年3月31日まで)に係る四半期報告書の開示も有価証券報告書の開示日と同日を予定しております。

また、当社はシンガポール法人ですので、日本国内で提出すべき第1四半期報告書を作成するためには、上記の株主総会の開催や年次報告書の提出準備と並行して、現地監査法人の協力のもとに四半期財務書類の英文を作成し、それを翻訳し、日本法に基づく様式に整えた書類を作成する必要があり、そのために一定の期間が見込まれます。かかる事情から、提出期限の延長を申請した次第です。